

フォーカス

ドイツ、最低賃金について妥協案成立



——若年者・長期失業者対策の法案も成立

東西統一後、悪化した雇用問題に悩むドイツは二〇〇〇年代はじめに労働市場政策の根本的改革に着手した。内容は多岐にわたるが、失業者の手厚い保護よりも、「福祉から就労へ」を重点に進めてきたのが最大の特徴といえよう。次の課題として浮上してきたのは、長期失業者・低資格者の就労促進と最低生活保障の問題だ。その一環として、新たな最低賃金制度の創設について連立政権内で検討を始めたが、キリスト教民主・社会同盟（CDU/CSU）と社会民主党（SPD）の間で、「政権の危機」を招きかねないと指摘されるほど、意見が対立していた。しかし、〇七年六月一日によりやく妥協案にこぎつけた。また、若年者と長期失業者向けの就労促進策についても合意が成立し、七月六日の連邦議会で新たな法案が成立した。これらの内容と背景について紹介する。

1. 低賃金労働市場の状況

ドイツでは失業者に占める長期失業者の割合が非常に高い。連邦雇用エージェンシーの〇七年六月の統計によると、登録失業者三六九万人のうち、失業給付Ⅰ（失業保険財源に基づく通常の失業手当）受給者が一一六万人（三一・六％）であるのに対し、失業給付Ⅱ（失業給付Ⅰ受給期間満了者および失業給付Ⅰの受給資格のない生活困窮者に対し税財源から支給）受給者は二五二万人（六八・四％）と三分の二以上を占めている。失業給付Ⅱ受給者のほとんどが長期失業者であり、そのうちの多くが職業教育を終えていない低資格者である。低資格者は職業能力や

一般知識の不足から低賃金の職にしか就けない可能性が高い。

労働・技術研究所（IAT）の分析によると、ドイツにおける国際的な定義に基づく低賃金の水準（中位賃金の三分の二以下）は、月額報酬で〇二年には、ドイツ全体一六三七ユーロ、西部ドイツ一七〇九ユーロ、東部ドイツ一二九六ユーロであった。週三八・五時間労働として時給に換算すると、ドイツ全体九・七ユーロ、西部ドイツ一〇・一ユーロ、東部ドイツ七・六七ユーロの水準である。フルタイム労働者に占める低賃金就業者の割合は、ドイツ全体一七・一％、西部ドイツ一六・六％、東部ドイツ一九・〇％であった。

低賃金就業者の構造をさらに詳しく見ると、〇四年には僅少就業者（週五日未満で年間五〇日未満の短時間就業者および月収四〇〇ユーロ未満の低賃金就業者）に占める低賃金就業者の割合が七八・九％と高く、職業教育を受けていない就業者では四七・二％、女性就業者では三〇・二％を占めている（表1）。また、低賃金就業者の四三・二％がフルタイムで働いている。六四・二％が職業教育を修了しており、九・八％は大学卒業資格さえ持っている。

2. 最低賃金制

(1) 意見対立

ドイツには、法定最低賃金制度が存在しない。労働協約を締結している企業は労使が交渉によつて最低賃金に合意する。労使が申請した場合、連邦労働社会省が一般的拘束力宣言を発することにより、労働協約が当該産業の未

組織労働者にも拡張適用される。連邦労働社会省によると、〇七年七月一日現在、ドイツ全体で有効な労働協約六万七三〇〇のうち、一般的拘束力宣言を受けている協約が四四八あるという。〇五年の労働協約適用率（労働者ベース）は、西部ドイツ地域が団体協約九五・九％、企業協約八％、東部ドイツ地域が団体協約四二・二％、企業協約一％であった（表2）。建設産業のいくつかの部門には後述する「国境を超えるサービスに係る強制的労働条件に関する法律」に基づく法定類似の最低賃金が適用されている（表3）。

労働組合やSPDは、多くの人々がフルタイムの仕事を持ちながら、貧困ライン以下の生活を強いられている現

表1 低賃金就業者の構造（全就業者、ドイツ全体）2004年

	分類	経済全体割合		
		低賃金就業者の割合	低賃金就業者に占める割合	経済全体割合
労働時間	フルタイム就業者	13.7%	43.2%	68.2%
	パートタイム就業者	20.3%	20.6%	21.9%
	僅少就業者	78.9%	36.2%	9.9%
資格	職業教育修了者	21.9%	64.2%	64.9%
	専門大学・大学修了者	9.6%	9.8%	22.8%
	職業教育未修了者	47.2%	26.0%	12.3%
性別	男性	14.4%	33.0%	50.7%
	女性	30.2%	67.0%	49.3%
経済全体就業者数		31,051,818人	22.1%	100.0%

出所：労働・技術研究所（IAT）

表2 労働協約の適用率 (2005年、%)

業種	労働者ベース					
	団体協約		企業協約		無協約 (協約準拠規定を持つ比率)	
	西部	東部	西部	東部	西部	東部
農業等	58	18	3	4	40 (36)	79 (44)
鉱業・燃料	79	64	12	25	9 (40)	11 (81)
素材加工	65	36	9	14	26 (66)	50 (52)
投資財	62	25	9	16	29 (61)	59 (51)
消費財	59	29	8	14	33 (54)	57 (52)
建設業	74	45	3	6	23 (66)	50 (61)
商業・修理	55	30	5	6	41 (49)	63 (50)
交通・報道	49	27	18	27	33 (43)	47 (40)
クレジット・保険	86	79	3	*	11 (60)	21 (37)
企業サービス	36	40	6	7	58 (31)	54 (34)
その他のサービス	56	41	8	13	37 (49)	46 (49)
非営利団体	55	33	8	20	37 (56)	48 (42)
地方公共団体・社会保険	88	89	10	8	3 (62)	3 (66)
総計	59	42	8	11	34 (48)	47 (48)

*はサンプル数が少ないためデータなし。
出所：IAB-Betriebspanel 2005

状から、広域一律の法定最低賃金の導入を強く主張していた。他方、経済界やCDU/CSUは、雇用の喪失、闇労働の増大につながるとして、法定最低賃金の導入に断固反対した。ケルンの経済研究所は、労働組合が要求する時給七・五ユーロの広域最低賃金を導入した場合、一〇〇万人以上の雇用喪失や闇労働への代替を引き起こすと試算していた。

最低賃金をめぐる連立与党間の対立は非常に激しく、連立の危機とまで指摘されていた。CDU/CSUとSPDの幹部らは〇七年六月一八日、深夜にまで及ぶ長時間の協議の末、ようやく妥協案の成立にこぎつけた。

（2）合意内容
A 労働協約の適用率が五〇%以上の分野
労働協約法は、労働協約当事者の少なくとも一方の申請に基づき、労働組合と使用者の最上級組織の代表各三名で構成する賃金委員会の了解を得て、連邦労働社会省が労働協約の一般的拘束力を宣言することができると定めている。その前提として、①当該労働協約の適用を受ける使用者が、適用範囲内の労働者の五〇%以上を雇用していること②一般的拘束力宣言が公共の利益に合致していること——の二つの条件を満たして

表3 建設産業における最低賃金

業種 (労働者数)	職種	最低賃金 (ユーロ/1時間)				期間
		西部ドイツ	東部ドイツ			
			ザクセン・アンハルト州	メクレンブルク・ヴォルテメルク州、ブランデンブルク州、ザクセン州、リンネン州	デンマーク州、ブルクツダム (東部)	
解体 (9,600人)	職人見習い	9.49	8.80			06年4月1日～07年8月31日
	職人、解体・掘削・製材職人見習い	11.60	9.80			
建設 (710,000人)	作業員、機械工	10.30	8.90			06年9月1日～07年8月31日
	技工、機械修理工、車両運転者	12.40	9.80			
	作業員、機械工	10.40	9.00			07年9月1日～08年8月31日
	技工、機械修理工、車両運転者	12.50	9.80			
屋根ふき (60,000人)			10.00		07年1月1日～07年12月31日	
			10.20		08年1月1日～08年12月31日	
建物清掃 (850,000人)	屋内・管理清掃業務	7.87	6.36	6.36	6.36	07年7月1日～
	手術・隔離・集中治療室、結核病棟・アインゾーフ検査室 (要資格屋内・管理清掃業務)	8.38	6.67	6.67	6.67	
	特殊な認可資格を要する屋内・管理清掃業務 (消毒・害虫駆除・放射線保護・毒薬・環境保護責任者)	8.90	6.98	6.98	6.98	
	建物仕上げ清掃業務、屋内・管理清掃職長 (仕事の手本を示す)	9.41	7.19	7.19	7.19	
	ガラス・屋外清掃補助業務	9.89	7.03	7.39	7.63	
	ガラス・屋外清掃特殊清掃業務	10.43	7.44	7.83	8.06	
	3年以上の職業教育により修得される知識と技術が必要な作業	11.56	8.24	8.67	8.94	
壁紙貼り・塗装 (228,000人)	非訓練被用者	7.85	7.15			05年10月1日～08年3月31日
	訓練被用者 (職人)	10.73	9.37			

出所：ドイツ連邦財務省

連立政権は〇六年八月、越境労働者派遣法の適用を建物清掃の分野にも拡大することを決定した(〇七年七月一日より実施)。さらに〇七年六月一八日、賃金協約の適用率が五〇%以上の業種について、当該労働者の申請に基づき越境労働者派遣法の対象に組み入れていく方針を決定した。同法の適用を希望する労働者に対しては、〇八年三月三十一日までに共同で申請するよう呼びかけている(それ以降も申請可能)。将来は警備、ゴミ処理、郵便配達、派遣労働など、

いる必要がある。この手続きを経て、当該労働協約が予定する地域・産業のすべての労働者に最低賃金を含む労働協約の規定が拡張適用される。しかし、この規定は外国企業がドイツに派遣する外国人労働者には適用されない。ドイツ政府は九六年、低賃金競争を制限しドイツ労働者の雇用を保障するため、「国境を超えるサービスに係る強制的労働条件に関する法律」(以下「越境労働者派遣法」と訳す)を制定した。同法は建設産業を対象に、外国企業が派遣する外国人労働者の賃金ダンピングを防止することを目的としている。建設業、塗装、屋根ふき、解体の分野で、一般的拘束力があると宣言された労働協約のうち、①超過時間報酬基準を含む最低報酬基準②休暇期間、休暇期間中の報酬または休暇手当——に関する規定は、国内および外国のすべての企業に適用される。この場合、労働協約法が定める一般的拘束力宣言とは異なり、労使代表で構成する賃金委員会の同意は必要ない。

一〇〜一二の業種に同法の適用が拡大されると見られている。

越境労働者派遣法の適用分野の業種で一般的拘束力宣言の申請が初めて行われる場合は、労使代表各三人で構成される賃金委員会がこの申請を検討する。賃金委員会は、連邦告示で申請が公開された後、三カ月以内に申請の可否を判断する。賃金委員会が一般的拘束力宣言に同意すれば、すべての内国人および外国人にこの最低賃金が適用される。賃金委員会が期限内に申請の可否を明らかにしない場合、賃金委員会の裁決で三対三となった場合や一般的拘束力宣言が二対四で否決された場合にも、連邦労働社会相が公共の利益に合致すると判断する場合は、一般的拘束力宣言を発令することができる。

一般的拘束力宣言と既存の賃金協約が競合する場合（一般的拘束力宣言の水準を下回る賃金協約がある場合など）の取扱いについては、法律に優先判断のための基準を明記する。さらに、欧州法の定めに従って、最低賃金協約が例外なく内国および外国のすべての使用者および雇用者に対して拘束性があることも法律に規定する。

イ労働協約の適用率が五〇%未満の分野

五二年に制定された「最低労働条件の確定に関する法律」（最低労働条件法）は、労働協約のない地域で、社会的・経済的に不可欠な雇用のニーズにこたえるために必要な場合、連邦労働社会省に最低労働条件（報酬やその他の労働条件）を決定する権限を与えている。しかし、ドイツ政府は労使の

団体交渉自治権を尊重し、これまで一度もこの権限を行使したことがない。

近年、賃金協約がないか、あっても少数の雇用者や使用者にしか協約の拘束性が及ばない業種や地域が増えていく。連立政権は六月一八日、こうした分野に最低賃金を導入するため、最低労働条件法を改正する方針を決定した。

これに基づき最低賃金を最低労働条件として確定させる必要があるかどうかを判断するための主幹委員会および具体的な最低賃金額を決定する専門委員会が業種ごとに設置されることになる。主幹委員会は、最低労働条件の経済的・社会的影響を包括的に判断できる六人の無所属の専門家で構成される。主幹委員会は、議決権を有する無党派の委員長を指名する。委員長指名の合意が得られない場合、連邦労働社会省の提案に基づき連邦内閣が指名を行う。専門委員会は当該業種の労使代表各三人で構成され、その他に議決権を有する無党派の委員長を労使代表が指名す



る。労使が合意できない場合は、連邦労働社会省の提案に基づき連邦内閣が委員長を指名する。専門委員会が提案した最低賃金は、連邦労働社会省の提案に基づき連邦内閣が関連法によって制定する。

賃金協約のない分野では、法規の定めはすべからず内国人および外国人の雇用者に対して強制的かつ無条件に適用される。当該分野に競合する既存の賃金協約がある場合には、法律に優先判断の基準が定められる。

(3) 反応と行方

連立政権の最低賃金に関する合意を受けて、CDUのカウダー幹事長は、「我々は、雇用創出よりも雇用喪失につながる広域一律の最低賃金を導入することなしに、良い解決策を見出した」と述べた。CSUのシュトイパー党首

は「法定最低賃金が導入されないことは明らかである。初めは大きな隔たりがあつたが、連立政権は成果を出すことに成功した」と語った。

ドイツ労働総同盟(DGB)のゾンマー会長は、「これは大きな前進ではなく、ちつぽけな妥協にすぎない。我々は闘い続けなければならない」と不満を表明している。

今回の妥協案はSPDの当初の要求にほど遠いものといえる。SPDのミウンテフェリング副首相兼労働社会相は、「SPDは引き続き広域最低賃金の実現を求めていく」と述べた。連立政権においてSPDの支持率は低調に推移している。六月一八日には旧東独に基盤を持つ左翼党(旧共産党)とSPDから分裂した「労働と社会的公正のための選挙オルタナティブ」が合併し、ドイツで三番目に党員数の多い新党「左翼」が結成された。SPDは政治的にさらに左に位置する「左翼」からの圧力も受けている。世論調査によると、保守系の有権者を含むドイツ国民の六〇%が最低賃金の導入を支持しているという。〇九年に予定される総選挙までに何らかの形で最低賃金の問題が再び舞台上のぼると政治評論家の多くは見ている。

一方、使用者団体は、最低労働条件法に基づく最低賃金が賃金協約を無効にする可能性があるとして強く反発している。ドイツ使用者団体連盟のフント会長は、連立政権の合意において「賃金自治の大幅撤廃に道を開き、大きな痛手を被ることになるだろう」と警告した。ドイツ小売業総連盟は、「労働社会相は、使用者団体の意に反して最低



れるとしたら低賃金分野において他にないのが現実だ。このため、低賃金労働市場において新たな雇用を創出し、有資格者と長期失業者・低資格者の競合関係を緩和するための賃金政策が求められている。

○五年一月に発足したCDU/CSUとSPDの大連立政権は、長期失業者・低資格者の雇用を拡大するため、「労働賃金と社会給付をバランスよく組み合わせることで単純労働をやりがいあるものにする」と同時に、単純労働の雇用を新しく生み出すことの出来るコンビニ賃金モデル（公的負担による賃金補助を受けながらの就労）の導入を検討することを連立協定に盛り込んだ。これに基づきミュンヘンフェリニング副首相兼労働社会相を座長に、連邦政府、州政府、政党の代表一五名で構成するワーキンググループ「労働市場」(WG)が○六年秋に設置された。WGは専門家からのヒアリングや会合を約一五回開催し、①コンビニ賃金導入の検討②追加的稼得（失業給付Ⅱを受給しながらの就労）の限度とミニ・ジョブ（月収四〇〇ユーロ未満の就労に対し労働者の税・社会保険料負担を免除する制度）の改正③最低賃金導入の検討④特別な問題を抱える人々に対する給付の検討⑤求職者のための基礎保障制度（失業給付Ⅱ制度）に関するより効率的なしくみの提言——の五つのテーマを中心に議論した。WGは当初○六年末までに報告書を取りまとめる予定であったが、検討作業が大幅に遅れ、○七年四月二六日によりやく最終報告書を公表した。

(2) 若年者および長期失業者のための就労促進策

ドイツ政府は○七年六月一三日、ワーキンググループ「労働市場」の検討成果を踏まえ、若年者および職業仲介困難な長期失業者を対象とする新たな就労促進策を決定した。これは、①十分な教育を受けていない二五歳未満の若年層が労働市場で能力を発揮するための資格向上機会の提供②長期失業者の社会参加を促進するための社会保険加入義務のある雇用の斡旋——を目的としている。同施策を盛り込んだ法案が七月六日に連邦議会で可決され、○月一日から施行される予定となっている。

成金

六カ月以上失業している二五歳未満の若年者を雇用する使用者に対して、賃金の二五・五〇%の編入助成金（上限一〇〇ユーロ）を一年間支給する。職業教育修了資格を持たない若年失業者を雇用する場合は賃金の五〇%を助成する。そのうちの少なくとも一五%は資格向上訓練の費用に充てなければならぬ。これらは一〇年までの三年間に限定された給付である。

イ 若年者向け初期職業資格付与措置

初期職業資格付与措置(EQJ)の枠組みで、職業訓練の場が見つからない若年者(学習困難者や社会的障害者を含む)を対象に、向こう三年間で四万件の雇用助成を行う。こうした若年者を受入れ、職業能力や人との接し方などの訓練を行う企業に対して六〜一二月間、月額一九二ユーロと社会保

険料の一部(定額)を支給する。

ウ 障害のある若年者の就職支援

障害のある若年者の労働市場への統合を支援するため、使用者に対して助成金を支給する。一般教育課程の学生により充実した就職支援措置を利用する機会を提供することを目的としている。向こう三年間で約五万人の若年者がこれらの助成措置の対象となる。

エ 長期失業者に対する雇用助成金

職業仲介が特に困難な二五歳以上の就労能力のある長期失業者を雇い入れる使用者に対する新たな雇用助成金を導入する。六カ月以上職業仲介が成功せず、向こう二四カ月も就職が期待できない長期失業者に対し、○九年末までに約一〇万件の社会保険加入義務のある雇用を斡旋する。使用者に対しては最大で賃金の七五%の助成金を二四カ月間支給する。それ以降も前提条件を満たしていれば繰り返し助成金を支給する。

【参考資料】

- Eva Kocher "Mindesteinkommen und Grundsicherung für Arbeit - Wer sollte über den Mindestlohn bestimmen?", 2006
 荻谷秀信「ドイツの労働」(日本労働研究機構 二〇〇六)
 労働政策研究報告書No. 84「ドイツ、フランスの労働・雇用政策と社会保障」(労働政策研究・研修機構 二〇〇七年)

(国際研究部 大島秀之)

3. 若年者・長期失業者 対策

(1) ワーキンググループ「労働市場」の検討作業

ドイツの低賃金労働市場のどの専門分野でも雇用の多くを有資格労働者が占めており、長期失業者や低資格者の労働市場への参入は極めて困難な状況となっている。しかし、これらの人々は生産性が低いため、雇用機会に恵ま